

## 特別徴収の納期

特別徴収の開始年度							翌年度						
6月 (1期)	7月 (2期)	8月 (3期)	9月 (4期)	10月	12月	2月		4月	6月	8月	10月	12月	2月
普通徴収				特別徴収 (本徴収)			⇒	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
納付書納付 または 嘱託員徴収				年間保険料から普通徴収の保険料を差し引いた残りを3回に均等に分割して年金から天引きします。				前年度2月の納付額と同じ額を年金から天引きします。			年間保険料から仮徴収の保険料を差し引いた残りを3回に均等に分割して年金から天引きします。		